

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和3年12月3日(金)
午前9時54分～午後1時45分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 菅原和子
委員 千葉栄幸 委員 大友康信
委員 佐々木哲男 委員 及川秀一
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 建設部長 三浦 仁
出席をした 建設部次長兼 馬場 浩一
者の職氏名 都市計画課長
土木課長 村上 諭
建設部企画員兼 大沼 孝宏
土木課長補佐 渡邊 文彦
都市計画課長補佐兼 佐山 昭徳
建築係長 前川 健太
都市計画課技術主幹兼
都市計画係長
土木課技術主幹兼
道路建設係長
- 6 事務局職員 主 査 大宮 透
主 査 菅原 翔太

7 付議事件

- (1) 所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査について
- (2) 陳情第6号 名取市内における「近隣商業地域」と「準工業地域」について日影規制を条例で制定することについての陳情
- (3) 陳情第3号 鹿島草倉田線の道路拡幅の早期着工・完成に関する陳情
- (4) 陳情第4号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情
- (5) 陳情第5号 飯塚成田線の早期完成に関する陳情

午前 9時54分 開 会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

なお、本日の会議に係る資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

それでは、これより現地調査日程に基づき現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

午前 9時55分 休 憩

午前11時12分 再 開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第6号 名取市内における「近隣商業地域」と「準工業地域」について日影規制を条例で制定することについての陳情を議題といたします。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、その後、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

○陳情第6号 名取市内における「近隣商業地域」と「準工業地域」について日影規制を条例で制定することについての陳情

(都市計画課)

- ・ライオンズ杜せきのしたステーションプラザの周辺地域は近隣商業地域の用途地域で、容積率300パーセント、建ぺい率80パーセントとなっている。日影については県条例に基づき制限はなく、斜線制限については規制を満たした上で建築物が建てられている。
- ・日影を規制する条例を制定した場合の課題として、高さ10メートル以上の既存建築物が不適格となってしまうこと。また、都市部の商業・業務地としての有効活用の視点から鑑みて、建築そのものを抑制するような風潮となると、不動産取引としての価値が下がることが懸念されることが挙げられる。
- ・新たな条例の制定については、市の近隣商業地域や準工業地域全体のさらなる議論や既存の中高層建築物との整合性など、住環境及び商業・業務地としての安定性などを総合的に勘案しなければならないと捉えている。

問 当該地域は、現在日影規制の対象とならない地域ということでしょうか。

答 現在は日影規制の適用がないため、対象とはならない。

問 名取市中高層の建築物の建築に関する指導要綱が改正されたが、そのきっかけは。

答 既存の指導要綱はあったが、今後も市内でマンションの建設はあると思料されるため、指導要綱の改正を行った。

問 ライオンズ杜せきのしたステーションプラザの住人側と建設中のマンションの施主との間での話し合いはどれくらいの期間で何回ほど行われたのか。

答 昨年から3回ほど説明会を行ったと聞いている。

問 日影が発生するということであるが、現状について管理組合において調査するという事は聞いていないか。

答 陳情者のマンションの住人側で日影について、いろいろと調べていることは把握している。陳情者から提出のあった資料で、日影の想定範囲が示されており、既に建設中のマンションは仕方がないが、隣接地に同規模のマンションが建設されると日影の範囲が広がることを懸念しているとのことであった。

市では、法令や県条例に反することはできず、既存建築物に対する影響も大きいことから、どこまで要綱に基づき指導ができるのか考えていかなければならないと思料している。

問 仮に仙台市と同条件で日影規制が適用となった場合、建設中のマンションは不適合となるものか。

答 現状を当てはめれば不適合になる可能性が高いものである。

問 日影規制が条例化された場合、既に着工されている建築物や計画されている建築物についても規制が適用となるのか。

答 建て替えを行うときには適用となるものである。

問 建築基準法で規定する特定行政庁に本市は該当しないのか。

答 該当しないものである。

問 陳情者は県に対しての陳情は提出していないのか。

答 県の建築審査会に対し要望書を提出したと聞いている。県においても既存建築物や他の地域に与える影響が大きいため、要望書は却下になったものと捉えている。

問 仮に日影規制が適用となった場合にライオンズ杜せきのしたステーションプラザが建築物として不適合になることはないのか。

答 ライオンズ杜せきのしたステーションプラザを含む周辺の建設中のマンションなど、多くが不適合な建築物となる可能性が高い。

問 今回の陳情者が求める条例の制定は市単独で決定できるものではなく、法令や条例に基づき、県やその他の機関と調整が必要となり相当な日数を要するという理解でよいか。

答 お見込みのとおり。

午前11時40分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

以上で、陳情1か件に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますよう、お願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

これより、陳情1か件の調査について、取りまとめを行います。

委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午前11時41分 休憩

○陳情第6号 名取市内における「近隣商業地域」と「準工業地域」について日影規制を条例で制定することについての陳情

*各委員からの意見

- ・市全体に大きな影響を与えるため、条例の制定は慎重に検討すべき。
- ・条例の制定には県や他の関係機関との調整が必要であり、相当な日数を要すること、既存建築物や計画されている建築物に関しては効力を有しないことを陳情者に対し丁寧に説明すべき。
- ・名取市中高層の建築に関する指導要綱の改正が行われたことも踏まえ、調査・研究に努めるべき。

*委員会として取りまとめた意見

名取市中高層の建築物の建築に関する指導要綱の改正が行われたことも踏まえ、市内全域における今後の開発状況や既存の建築物等への影響を鑑みながら、住民の住環境の保全のために、さらなる調査・研究に努めること。

午前11時44分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第6号の調査に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午前11時45分 休憩

午後0時55分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

次に、付議事件の（3）陳情第3号 鹿島草倉田線の道路拡幅の早期着工・完成に関する陳情から（5）陳情第5号 飯塚成田線の早期完成に関する陳情までを一括して議題といたします。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、その後、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後0時56分 休憩

○陳情第3号 鹿島草倉田線の道路拡幅の早期着工・完成に関する陳情
（土木課）

- ・陳情箇所は、市道浜街道線を起点として県道関上港線に至る935メートルの市道で、県道の南側509メートルが現在整備中で、その他は未改良となっている。改良区間は平成26年度から工事に着手し、令和2年度末の改良の進捗率は42.9パーセント。県道北側の未改良区間約250メートルは舗装幅が2メートル未満で車の擦れ違いができず、舗装の傷みが著しい状況である。
- ・片側に歩道があり舗装も頑丈な設計となっているため、事業費も大きい路線だが、今後も工事費のコスト縮減など、工夫をしながら令和9年度の完成を目指していく。毎年の施工箇所については、地元の意向を確認して工事を進めているところ。
- ・現在改良区間の早期完成を優先するため、県道北側の改良工事はその後に検討することとなる。現道の用地幅が3メートルで舗装幅が2メートル未満であることから、現状での舗装補修が困難であるため、補修を優先するか、現路改良を進めるか、引き続き地元と協議を行っていく。

問 地元の同意があって、山神線と成田線よりも鹿島草倉田線の県道北側の箇

所を優先してほしいという場合には対応できるものか。

答 路線の整備の順序については地元の意向に沿って進めたいと考えている。

地元でも山神線及び成田線を先行してほしいという意見と、鹿島草倉田線の県道北側を先行してほしいという意見があり、擦り合わせが必要であると捉えている。引き続き地元と協議していきたい。

問 県道北側について幅員に関する具体的な要望はないか。例えば4メートルの幅員で整備することは考えられないか。

答 幅員に関する要望は特に受けていない。市道整備の際には最低でも幅員を5、6メートル取っており、陳情箇所周辺の市道も6メートルの幅員がほとんどであることから、鹿島草倉田線のみを4メートルで整備することは考えにくい。

問 地元で4メートルの幅員でも構わないと要望された場合はどうか。

答 幅員4メートルで部分的に待避所を設けるのも一つの方法かと考える。地元とよく協議をした上で、今後検討していきたい。

問 県道北側について、現地を確認した際に隣接する田や畑などに砂利やアスファルト殻が落ちていた。これは地権者において撤去しなければならないのか、市に依頼すれば撤去してもらえるものなのか。

答 夏頃に依頼があり、アスファルト殻を撤去したが、車両が通行するにつれ現在の状況になったものと捉えている。すぐに撤去するよう指示したい。簡易土留めをして3メートルの舗装で打ち直せば、そのような問題もなくなるかと考えるため、もう一度地元と協議したい。

問 拡幅する場合などは地権者からの借地になるのか。またその際に交付金等を活用しての有償による借地の検討などはなされたか。

答 山神線及び成田線の待避所は無償で借地しており、地域のバランスを考え、鹿島草倉田線においても無償で借地を行わせていただくよう交渉するのが基本となると捉えている。営農に影響が出ない範囲での借地と舗装の打ち変えを行う旨、説明を行っているが了解を得られていないのが現状である。

問 県道南側の部分で、粉塵対策の要望が出ていると思うが、令和3年度の取組は。また、個別に相談があった場合には対応してくれるものか。

答 町内会からの要望に基づき、今年の発注工事の中で人家の前の部分には乳

剤散布を行い、粉塵対策を行っている。効果が薄れてきた場合や別な場所で粉塵対策が必要だと個別に相談があった場合には別途対応させていただく。

問 簡易舗装を実施すると暫くそのままになり、将来の拡幅まで及ばないのではないかという心配を地元の方から聞いた。いつまでに完成させるかを約束した方がよいのではないか。

答 市としては安全確保を最優先として、土留めを行い3メートルの簡易的な舗装するという提案は行ったところ。市では、山神線及び成田線が優先されるものと捉えていたため、安全確保のために提案したものであったが、改めて地元と協議を行いたい。その際に、暫定的に舗装を行ったがために将来の拡幅が無くなることはないという説明をし、地元の納得を得たい。

○陳情第4号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情

(土木課)

- ・市道山神線と市道成田線は下余田地区の生活道路で、今回の要望延長はそれぞれ382メートルと246メートルで、両路線とも幅員は2メートル程度の狭隘道路である。
- ・まずは現在整備中の鹿島草倉田線、飯塚成田線の早期完成を最優先したいことから、山神線と成田線は、時期を見ながら事業着手を検討したいと考えている。
- ・令和2年度に両路線に1箇所ずつ待避所を設置済みである。
- ・山神線と成田線の一部が圃場整備区域内となるため、拡幅に必要な用地を創設換地としてあらかじめ確保していただき、令和9年度に道路事業で直接買収することで地元と合意を得ている。

問 幅員は6メートルを考えているのか。

答 お見込みのとおり。

問 下余田地区の全体でどの路線を優先的に行うのかという状況の中で、山神線と成田線の用地買収だけは先行して行うこともあるという考えでよいか。

答 創設換地の箇所については事業の着手状況に関わらず、令和9年度に用地買収を行うことで進めている。

○陳情第5号 飯塚成田線の早期完成に関する陳情

(土木課)

- ・陳情箇所は市道浜街道線から市道成田四郎丸線に至る466メートルの市道で、現道は2メートル程度の狭隘道路だったが、平成25年度から工事に着手し、道路計画の判断面を優先して施工したため、平成30年度時点で緊急車両の進入や車両の擦れ違いに支障がない状況である。
- ・令和2年度末の工事進捗率は63.0パーセント。令和4、5年度の舗装工事で全線完了の予定となっている。
- ・この市道は工事のコスト削減を図りながら早期完成を進め、未舗装の区間は防塵処理を行い、周辺環境への配慮も行っていきたい。

問 市道飯塚成田線の東端の市道成田四郎丸線との丁字路接続部分に橋があるが、幅員などの状況は。

答 橋の手前までは幅員6メートルとなる予定で、市道成田四郎丸線との接続部分について圃場整備が予定されており、用水路を移設する可能性があるため、今回の工事ではその部分の整備は行わず、圃場整備の中かその後に整備することを考えている。

問 陳情第3号から第5号までにかかる全体について、市道飯塚成田線の完成が一番早いものであるが、その後の整備箇所の優先順序については飯塚成田線の整備中に調整を図っていくということによいか。

答 お見込みのとおり。

午後1時28分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

以上で、陳情3か件に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますよう、お願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

午後1時29分 休憩

午後1時29分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

これより、陳情3か件の調査について、取りまとめを行います。

委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後1時29分 休憩

○陳情第3号 鹿島草倉田線の道路拡幅の早期着工・完成に関する陳情

*各委員からの意見

- ・着手済みである県道南側の部分は丁寧な防塵対策を継続し、事業に遅れが出ないように着実に進めるべき。
- ・未着手である県道北側の部分は整備に着手するまで時間を要することから、安全確保の観点に基づき整備の優先順位を地元と改めて協議すべき。
- ・土留めをした上で3メートルの簡易舗装を行い、待避所を設置するなどの具体的な補修方法を地元へ再度提示し、協議すべき。

*委員会として取りまとめた意見

着手済みである県道南側部分は丁寧な防塵対策を継続し、事業に遅れが出ないように引き続き着実に進め、未着手である県道北側部分は、安全確保の観点に基づき簡易舗装や待避所の設置などの具体策を示した上で、改めて地元と整備に関する協議を行うこと。

○陳情第4号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情

*各委員からの意見

- ・令和2年度に待避所が完成しており、現状における救急車両の進入への支障は解消している。
- ・鹿島草倉田線の未着手である県道北側の部分を含めた優先順位を地元と再度協議すべき。

*委員会として取りまとめた意見

鹿島草倉田線の県道北側部分を含めた整備の優先順位を地元と改めて協議すること。

○陳情第5号 飯塚成田線の早期完成に関する陳情

*各委員からの意見

- ・成田四郎丸線との接続部分に予定する圃場整備の状況に注視しつつ、事業に遅れが出ないように継続して着実に進めるべき。
- ・防塵対策については、引き続き地元との協議に基づき実施するほか、個別に相談があった場合にも丁寧に対応すべき。

*委員会として取りまとめた意見

成田四郎丸線の接続部分で予定する圃場整備の状況に注視し、事業に遅れが出ないように継続して着実に進め、防塵対策については引き続き丁寧に対応すること。

午後1時44分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情3か件の調査に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は、12月10日金曜日午後1時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集くださいますようよろしくお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時45分 散会

令和3年12月3日

建設経済常任委員会

委員長 小野寺 美穂